

令和6年度区長との懇談会実施概要

【土合第一地区】

日 時 令和6年7月5日（金） 午後2時から3時30分まで
会 場 土合支所 2階大会議室
出席者 土合第一地区自治会連合会会長 外16名

【土合第二地区】

日 時 令和6年7月12日（金） 午前10時から11時30分まで
会 場 田島公民館 2階視聴覚室
出席者 土合第二地区自治会連合会会長 外12名

【土合第三地区】

日 時 令和6年7月25日（木） 午後2時から3時30分まで
会 場 桜区役所 4階大会議室
出席者 土合第三地区自治会連合会会長 外12名

【大久保地区】

日 時 令和6年7月19日（金） 午後3時から4時30分まで
会 場 大久保公民館 3階体育室
出席者 大久保地区自治会連合会会長 外21名



【全地区共通】

桜区出席者

区長、副区長、区民生活部長、健康福祉部長、
くらし応援室副参事、総務課長、コミュニティ課長

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 区役所出席者紹介
- 4 「桜区のまちづくり」の概略 等
- 5 意見交換
- 6 特色ある自治会活動の発表
- 7 事務連絡
- 8 閉会



○土合第一地区意見交換（懇談）

【テーマ】桜区のまちづくりについて

- ・まちづくりのポイント③「安心して暮らせる安全なまちづくり」
- ・まちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」

●避難所について

桜区長

近年、大型台風や線状降水帯などにより、日本各地で毎年のように被害が発生し、桜区でも、令和元年度台風第19号（東日本台風）では、甚大な浸水被害が発生し、多くの方が避難所に避難されました。

避難所に関連して、皆様にとって関心が高いのは、大規模水害時の避難行動、実際に避難所が開設された場合の避難所の運営、毎年行っています避難所開設・運営訓練、要支援者の避難の問題など様々だと思います。皆様のご意見やお考えをお聞かせください。

A 自治会

避難所開設・運営訓練について、区役所は桜区の総括本部になっており、実際の避難所では割り当てられた職員が班長、副班長として訓練などを行っていますが、配置されている職員が数年ごとに入れ替わってしまいます。場合によっては、避難所の職員と自治会長が同時に代わることもあり、避難所開設・運営訓練の打合せがゼロから出発することもあります。

災害はいつ起こるのか分からないので、地域としては、職員の配置を変更しないでもらえれば安心できます。

桜区長

避難所に配置されている職員は、ある程度一定の年数は継続しているケースが多いのではないかと思います。ただし、職員の配置に関しましては、職員の住所変更や人事異動、所管課での調整などもあり、同じ職員を継続して配置することが難しい場合もあります。

お話にありましたとおり、自治会長が変更になっても、避難所に慣れた職員が配置されていれば、新しい自治会長も訓練、災害時などに安心されると思いますので所管課へお伝えさせていただきます。

B 自治会

避難所に関して、お話ししたいことが2つあります。

毎年避難所開設・運営訓練を9月から10月くらいの間で実施していますが、暑い中での訓練になるので、小学校などの体育館の空調を早めに整備して使えるようにしてもらえない



でしょうか。

もう1つは、体育館トイレの洋式化です。一部の小学校以外は体育館の近くに洋式トイレがなく、校舎内など離れた場所に行かなければなりません。災害時には、体育館近くにマンホールトイレなどを設置しますが、訓練時には使用できません。避難所開設・運営訓練のために、学校の空調やトイレの整備をしてほしいというのは難しいと思いますが、コロナ禍では少なかった訓練への参加者も今後は増えてくると思うので、ご検討をお願いします。

桜区長

体育館の空調化、トイレの洋式化については、市として子どもの修学環境の改善を目的に積極的に取り組んでいるところではありますが、予算の都合上、すぐには対応できない場合もあります。

避難所開設・運営訓練の実施に備えて体育館の近くにトイレを設置するという観点はないのではないかと思います。トイレは水回りも関係することから、なかなか移設することは難しいと思いますが、体育館の空調の設置、トイレの洋式化については進めているところです。

区からも所管課へお伝えさせていただきます。

B 自治会

学校の体育館は、敬老会の開催や学校施設開放委員会で夜間に使うこともあり、地域で使用する機会も増えてきているので、避難所開設・運営訓練だけではなく、そのようなことも考慮してください。

桜区長

繰り返しになりますが、市として整備を進めていくという方針もあるところですので、区からも所管課へお伝えさせていただきます。

C 自治会

この前の会議でPTAと中学生が新しく避難所開設・運営訓練に参加するとの話があったので、PTA会長に連絡したところ、話が伝わっていないらしく「PTAが参加するのですか」という反応でした。なるべく多くの方が参加した方がよいと考えますが、行政から学校などへ参加を働きかける予定はありますか。

桜区長

行政としては、学校やPTAなどの団体へ参加を強制することはできませんが、学校が避難所になっているので、訓練の日程調整を行う中で、中学校に関しましては、学校側へ生徒の訓練参加について声掛けをしました。



ただし、訓練の参加については、生徒へ訓練がある旨の案内を行うのか、訓練に参加する必要があると判断し、積極的に訓練参加への声掛けを行うのかについては、学校側に委ねています。昨年度は、栄和小学校から児童が訓練の様子を見学したいという要望がありました。災害時には、子どもから高齢の方まで避難するので、小学生、中学生の頃から訓練へ参加することは大切なことだと思います。

避難所開設・運営訓練となりますと色々な段取りが必要なので、子どもたちが参加すると支障があると判断される状況も考えられます。どこまで子どもたちに声掛けをするのかは学校の対応、又は避難所運営委員会の判断によるところだと思います。

D 自治会

土合中学校の広域避難先避難所は常盤北小学校となっていますが、約3km程度の距離があり、当日の避難は困難です。2、3日前からの事前避難となれば、避難すること自体は可能だと思います。収容人数の問題で、距離のある常盤北小学校が広域避難先避難所となっていることについては理解できますが、実際問題として、災害当日はそこまで避難することはできないので、垂直避難を市としても推奨するべきだと思います。

マンションなどへ事前に垂直避難の調整をしておいて、いざという時に避難できる体制を整えることを自治会が行うのか、市が行うのか、その辺の区分をどうしたらよいかと考えています。

桜区長

荒川の氾濫などの大規模な浸水被害が想定される場合には、桜区にある避難所は全て浸水想定区域内にあり開設しませんので、区外の避難所へ広域避難する必要があります。広域避難ですので、どうしても避難する先までの距離が遠くなってしまいます。

民間施設を避難所として設置できるかといいますと、なかなか難しい状況です。市としては、災害時の避難者への対応の観点から、避難所担当職員を配置しており、民間の商業施設など職員の配置ができない場所を避難先として、直ちに確保することは困難であると考えています。

地域を限定して、公共施設の上層階を指定緊急避難場所として指定していますが、そちらであれば職員が対応できるという状況です。ただし、緊急避難先に垂直避難ができるということで、大勢の方が避難してしまうと避難所として機能しなくなってしまうかもしれません。浸水被害が予想される2、3日前には市のホームページで広域避難のお知らせをしますので、避難を開始していただきたいと考えています。

E 自治会

土合地区の連合会で話し合っていますが、災害時には民間のビルも垂直避難場所として使



わせていただきたいと思います。3階建て以上の商業施設などと提携するための書式のひな形を市で作成してもらえると助かります。それを基に、自治会と民間企業とで提携し、災害時などの緊急時に施設を使用させてもらえるようにしたいと思います。

以前にもひな形の作成を要望しましたが断られた経緯があります。改めて検討していただけないでしょうか。災害時には、学校だけだと避難した方を収容できないと思うので、広域避難が可能な人、実際には広域避難が難しい人など状況に応じたメニューが必要になると思います。

桜区長

民間企業がどこまで対応していただけるかということもありますが、市といたしましては、民間施設への垂直避難については、職員の配置の観点から難しいと考えています。要望については所管課へお伝えさせていただきます。

F 自治会

桜環境センターへの垂直避難については、災害時であれば、桜環境センターで30人程度なら受け入れると言っていると思いますが、市からは、職員の配置はできないので、あくまで緊急時の対応となると言われています。

広域避難が基本だということは理解できますが、広域避難先避難所の小学校への交通手段や避難者の高齢化もあるので、桜環境センターでの受け入れを検討していただけないでしょうか。

桜区長

避難する期間がどうなるかなど難しい部分もありますので、所管課へお伝えさせていただきます。



●自治会電子回覧板について

桜区長

市では地域DX化推進の一環として、電子回覧板アプリの導入を行っています。電子回覧板アプリは、スピーディーな情報伝達、情報の一斉発信、災害時の安否確認機能などのメリットがあります。

一方、運用費用の負担や導入当初には、手間が増えてしまうなどの課題もあります。

自治会の皆様が、電子回覧板アプリに関連して、お考えになっていることについて、ご意見やお考えをお聞かせください。

G自治会

当自治会では、自治会員に電子回覧板についてのアンケートを実施しました。

276人から回答をいただいた結果は、「パソコン・スマートフォンなどインターネットを使用できる環境にある」の割合が62%くらいであったと記憶しています。また、「インターネットを使用できる環境ではあるが、電子回覧板を使用したくない家庭」の割合が3割くらいであったと思います。「インターネットを使用できる環境でない」と回答した方が3割くらいでした。

数字から見れば、導入したいところですが、自治会でホームページを立ち上げて、自治会の活動を掲載していますが、見ている人がほとんどいないという状況です。アンケートの数字的にはやってみたいところですが、現実的には難しい状況であると思います。

さらに、お金が掛かるという話もあり、実際にどのように進めていけばよろしいのか。

また、4割弱の自治会員が使用したくない、もしくは使用できないのでは、紙の回覧と併用するのでは従来の2倍の手間が掛かってしまいます。

桜区長

電子回覧板を使用してみたいとのご要望があれば、所管課から個別にご説明などさせていただきます。

高齢の方などは、スマートフォンの使い方が難しい状況であると伺っています。また、電子回覧板の運用にあたっては、自治会では配信を管理するなどある程度ICTのスキルの高い人も必要であるという問題もあります。

一方では、「学校だより」などが電子化され、若い世代から段々と使用できる環境になっていくのではないかと思います。

紙媒体との併用に掛かる自治会役員の負担の増加については、難しいところがありますが、既に導入している自治会の状況をご案内するなど、個別にご相談をお受けしていきたいと考えています。



●浦和工業高校の跡地について

H自治会

浦和工業高校が2年後に統廃合されますが、浦和工業高校の体育館は周辺の約10自治会の避難所になっています。県の施設ではありますが、区としても動向を把握しておいた方がよいと思います。

桜区長

浦和工業高校は埼玉県施設の施設ですので、跡地がどのように利用されるのか、区としては状況を把握していません。閉校後の建物が防災拠点として継続できるのかなど、関係機関からの情報収集、情報の共有を図っていきたいと思います。



【その他の内容】

事前にいただいた懇談の題材のうち、意見交換として取り上げることができなかったものについては、次のとおりです。

●自治会員の優遇措置について

桜区長

「自治会への加入率の低下の主な要因として自治会へ加入しているメリットがあまりないことが挙げられます。自治会員への優遇措置を検討いただけないか」という内容です。

市としても自治会加入率の低下は重大な課題と認識しており、自治会活動を継続するための支援を継続していきたいと考えています。優遇措置を設けることは現時点では難しいと思いますが、地域の身近なイベントや生活関連情報が手に入りやすいことや自治会の果たす役割の重要性などを周知したいと考えています。

●補助金について

桜区長

「家族（三世代）の参加できる催しに補助金を出して欲しい（10万円程度）」との件については、桜区には、地域活性化のための補助制度がありますが、補助を受けるには条件があります。そのため、詳細は桜区コミュニティ課にご相談ください。

●セットバックした道路の維持管理について

桜区長

「建築基準法 42 条 2 項に基づきセットバックした道路に植木鉢などを置いているという場合について」の件については、いわゆるセットバック後は、道路の幅員を 4 m 確保するという建築基準法の趣旨に鑑み、道路状に維持管理していただくようお願いしています。詳細については、所管課にお問い合わせをお願いします。



○特色ある自治会活動について

・当自治会の広域避難先避難所は常盤小学校ですが、自治会員の中には常盤小学校がどこにあるのか知らない方も多い状況です。先日、15人くらいで外出のついでに、バスで常盤小学校に行きました。行った人の感想は「非常に遠い」でした。荷物を持ち歩いて移動することを考えると広域避難先避難所へ行くということは、高齢者にとって大変なことだと思いました。

広域避難について見直し事項もあるのではないかと思います、今回の懇談会に参加してみましたが、他の自治会でも同じ問題を抱えているということが分かりました。災害時のことを想定し、広域避難先避難所に一度でも行って見て知ることの意味があると考えました。当マンションは高層階に避難すればよいのではないかと考えがちですが、必要物資の状況把握などのことを考えると適正な場所に避難しなければならないと思います。

この問題を当自治会に持ち帰り、改めて考えてみたいと思います。

・私たちの自治会も常盤小学校まで実際に歩いてみて、同じような感想を持っています。

いわゆる自助、共助、公助という順番で考えなければいけないことなど、水害と地震では対応も異なりますし、各家庭の事情にもよると思いますが、そのようなことを区役所から色々のご指導いただきたいと思います。

本日は、色々な自治会の皆さんから話を伺うことができ、よい機会になりました。

・当自治会には防災部があり、自治会独自の参集訓練などを行っています。

また、地元の民間企業は、数日間であれば企業の建物を使用し垂直避難することを気持ちよく受け入れてくれています。このような良好な関係もあるので、そこにもう少し市が間に入ってくれるとよいのにと考えています。

・広域避難先の浦和区は大規模な浸水被害のリスクがないので、市全体で避難所について考えるのではなく、水害のリスクがある桜区がリーダーになって、話を進めていっていただきたいと思います。



○土合第二地区意見交換（懇談）

【テーマ】桜区のまちづくりについて

- ・まちづくりのポイント③「安心して暮らせる安全なまちづくり」
- ・まちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」

●避難所について

桜区長

近年、大型台風や線状降水帯などにより、日本各地で毎年のように被害が発生し、桜区でも、令和元年度台風第19号（東日本台風）では、甚大な浸水被害が発生し、多くの方が避難所に避難されました。

避難所について、皆様にとって関心が高いのは、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」と記載。）の取扱いや、実際に避難所が開設された場合の避難所の運営、避難所開設・運営訓練など様々だと思います。皆様のご意見やお考えをお聞かせください。

Ⅰ 自治会

当自治会は、田島中学校が指定避難所となっており、避難所開設・運営訓練を行ってきました。桜区総務課から示されている訓練内容の中に、「要支援者名簿を活用した安否確認、移送、避難訓練」がありますが、田島中学校の避難所では、ここ数年間、「自主防災組織役員又は避難支援者等による名簿の保管場所の確認訓練」を実施してきました。

「避難行動要支援者（以下「要支援者」と記載。）への訪問又は安否確認訓練、移送訓練、避難（誘導）訓練」は、要支援者に実際にご協力いただく必要のある訓練ですが、要支援者名簿に掲載されている方は要介護認定されている方などもいらっしゃるため、実際に避難所開設・運営訓練に参加することが難しい状況の方もいらっしゃいます。

近々、避難所運営委員会を開催しますので、要支援者を交えた訓練が可能か、また、可能な場合はどのように訓練を実施するのか、区としてこの点についてどのようにお考えになっているのか教えてください。

さらに、他の避難所で要支援者を交えた訓練を実施した避難所があれば、どのように実施したのかを教えてください。

桜区長

要支援者名簿を活用した避難所開設・運営訓練については、昨年度、一部の避難所開設・運営訓練の中で障害者施設の方に講話をしていただきました。今年度は区内の障害者施設の協力を得て、一部の学校で実際に障害のある方に避難所開設・運営訓練に参加していただき、避難所の受入訓練の実施を検討しています。



実際に要支援者を交えて避難所開設・運営訓練を実施するというのはハードルが高いと思いますが、要支援者の中で外出がある程度できる方であれば、車いすなどで避難所まで行けるのかを実際に確認していただく、あるいは、訓練への参加が難しい方の場合は、避難所運営委員などが要支援者を訪問し、安否確認訓練をするなどといったことができるのではないのでしょうか。

実際に要支援者が、避難所開設・運営訓練に参加した事例については把握していませんが、所管課にも協力を依頼し、他の避難所などでの事例がございましたら皆様にできる限り情報を提供していきたいと思います。

参考に、他市の事例ではありますが、京都市では、地図に世帯の特色ごとに色分けをして要支援者マップの作成を行っているという例があります。

J 自治会

防災アドバイザーとの勉強会の中で、要支援者の個別避難というお話がありました。

例えば、「私は何かあった場合は息子が来てくれて一緒に避難します。」というケースの場合、要支援者名簿に掲載されている方の中から、私たちが災害時に支援する方が一人減ります。まずは個人でどこに避難するのかを決めてもらい、その上で、どのような支援が必要であるのかを考える視点が重要ではないかと思います。また、避難所開設・運営訓練をする際には、個別避難を念頭に「誰」が、「どこ」に、「どのように」避難するのか、避難経路や行動をシミュレーションして自治会で把握しておくことが必要だと思います。

現在、私たちは若い人に向けた新しい形の自主防災を組織し、活動しています。災害時は体力勝負になるので、若い人に参加してもらうのが肝要だと思います。

これらのことについては、単位自治会だけではなく、土合第二地区全体で根底のところを話し合わないといけないと感じています。

桜区長

避難所開設・運営訓練は漫然とやるのではなく、誰が避難してきて、どのように避難所を運営していくのかを具体的に考えていただくことが必要だと思います。実際の災害時には避難するのは大人だけではなくありません。昨年度は、上大久保中学校の生徒や栄和小学校の児童に避難所開設・運営訓練に参加していただきました。

今年度は、学校に避難所開設・運営訓練の協力依頼をするにあたり、区内の中学校に生徒の参加を要請しています。若いうちからこのような訓練に参加していただくことも大変重要なことだと思います。



●西浦和駅周辺まちづくりについて

桜区長

西浦和駅周辺の田島団地の建替えが現在進められており、区のまちづくりの概略説明の中でも、都市局の事業で「(仮称) 西浦和駅周辺まちづくりアクションプラン」を今年度策定していくというお話もさせていただいたところです。

西浦和駅周辺の地域活動も含めて、皆様のご意見やお考えをお聞かせください。

K自治会

J Sとのコラボで、昨年からサクラソウをイメージしたクラフトビールを手掛けています。このプロジェクトは、全国的に有名な田島ヶ原のサクラソウにちなんでサクラソウビールと命名し、桜区田島からサクラソウビールを世に出していこうというものです。11月には、団地キッチンで発表します。サクラソウというブランド名を確立させることで、まちづくりの賑わい創出につながると思います。

次に、11月3日に田島ハロウィンフェスを開催します。企画もバージョンアップします。埼玉大学にイベントを開催するノウハウを持った学生がいるので、学生にも運営にご参加いただけるとありがたいです。

今後、田島団地が大きく変わっていきます。センターオブコミュニティという大学の事業があります。ある一定の人数の大学生に、地域に住んでもらうため家賃を支援することで、大学生がまちづくりなど地域活動に関わっていくという事業です。このようなことをUR都市機構、桜区、埼玉大学とともに協働していければ、まちづくりに多様な人材を投入でき、よりよいまちづくりにつながるものと思います。

最後に、田島団地に沿って、田島小学校、西浦和小学校、新開小学校の児童、田島中学校の生徒の絵画や、桜区サクラソウ写真コンクールの応募写真を飾った遮音壁があります。まだ飾られていない場所について、国土交通省と話もしているので、前回同様にご協力いただきたいと思います。

※センターオブコミュニティ…文部科学省の事業

桜区長

サクラソウビールは、区の花サクラソウの周知・啓発の一環として、桜区区民ふれあいまつりでPRしていただければと思います。また、今後どのようにご協力できるかについては、個別にご相談していただければと思います。

埼玉大学などとの協働について、都市局まちづくり推進部浦和西部まちづくり事務所で実施しました、西浦和駅周辺まちづくりに関するグループインタビューに埼玉大学の学生にご協力をいただいたと伺っています。このような情報が入りましたら、地域の皆様と共有していきたいと思っています。



L 自治会

私たちの自治会の区域は、ほぼ全域が市街化調整区域となっています。区の所管ではないと思いますが、市街化調整区域から外すことを検討いただけませんか。

桜区長

これまでも新大宮バイパスの西側部分については、新たな産業集積拠点創出候補地区として市街化区域編入も含めて土地区画整理事業の実施を検討しています。

現在は地元地権者との意見交換などを行っており、具体的な進展などについては、今後の動向を注視し、情報収集に努めると所管課から伺っています。



○特色ある自治会活動について

・毎回30人ほど集まって、西浦駅北口の掃除をしています。駅の北側の花壇には、花が綺麗に咲き誇っていますのでよかったですら見て帰ってください。

・8月2日、3日で盆踊りを実施します。コロナ禍でもほとんど休まず、50回以上実施してきました。当自治会は加入世帯数が900を超えてきました。最近都内から多くの若い人たちが引っ越してきており、これまで班長は地元の方が多かったのですが、今では引っ越してきた若い人にも引き受けていただき、交流が進んでいます。

また、国土交通省の取組であるボランティア・サポート・プログラムを実施しており、今年は11月に花の植栽をする予定です。

最後に、田島団地周辺のゴミ拾いを環境美化のメンバーを中心に自治会をあげて実施しています。

・今年は田島団地建替えの関係でおまつりはできませんが、例年はふるさとまつりを開催しています。高齢化が進んでおり、何をするにも若い人の力が必要となるので、埼玉大学の方たちの入居をぜひ区長からもお願いします。

また、当自治会は資源回収による収益を自治会の収入源としています。

・年に1回、秋ヶ瀬公園でふれあいの集いを開催しています。コロナ禍はお休みをしていましたが、昨年久々に開催することができました。今年も開催する予定です。

また、毎月第3日曜日に清掃を行っています。

・典型的な寄り合い地域で、当初は約80～90軒程度の戸建て住宅がある場所でしたが、荒川土手寄りにマンションがどんどん建ち、今は約500世帯の自治会となっています。

寄り合い地域ということもあり、何かやらなければ自治会もまとまらないのではないかと思います。そこで、地域の子どもたちにもここが故郷だと思ってもらうために「まつり！新生」というおまつりを始めました。このおまつりは、自治会の子ども会の夏まつりが発展したもので、現在は子どもだけでなく、年齢問わず自治会員全員が参加できるおまつりとなっています。

・毎月1回西浦和駅前で清掃活動を実施しています。駅前には通勤客が多くゴミも多いためこれからは頑張っていきたいです。

また、当自治会は、新大宮バイパスに面していて田島交差点は非常に交通量が多いため、



道路を渡るときに注意が必要です。

地域にはあまり児童公園がないような気がするので、できればいいなと思っています。

最後に、鴻沼排水路の桜の木が大分枯れており、枝が垂れ下がってきています。適宜伐採や消毒をしているようですが、間に合っていないようで危ないと思っています。



○土合第三地区意見交換（懇談）

【テーマ】桜区のまちづくりについて

- ・まちづくりのポイント③「安心して暮らせる安全なまちづくり」
- ・まちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」

●避難所について

桜区長

近年、大型台風や線状降水帯などにより、日本各地で毎年のように被害が発生し、桜区でも、令和元年度台風第19号（東日本台風）では、甚大な浸水被害が発生し、多くの方が避難所に避難されました。

避難所に関連して、皆様にとって関心が高いのは、大規模水害時の避難行動、実際に避難所が開設された場合の避難所の運営、毎年行っています避難所開設・運営訓練など様々なと思います。皆様のご意見や考えをお聞かせください。

M自治会

当自治会は、新開小学校が指定避難所となっていますが、大規模な水害が想定される場合は、広域避難先避難所の仲町小学校に避難する必要があります。しかし、令和元年度台風第19号の際は、当初は水害ではなく台風の対応ということで新開小学校が避難所として開設されたため、多くの方が新開小学校に避難してきました。最初は20人ほどでしたが、最終的には300～400人ほどが避難し、そのうち20人ほどは2泊しました。

この時に、仲町小学校にも桜区から多くの方が車で避難したようですが、車が水没するのを防ぐ理由で仲町小学校へ避難した人も多かったようです。3年ほど前から、毎年仲町小学校に行き、避難所開設・運営訓練を一緒に実施しており、訓練後は、運営委員で会議を実施しています。

地震はすぐに避難所が開設されるが、水害は事前に開設されることになります。大規模な水害が想定される広域避難が出されたとき、運営委員は広域避難先避難所か指定避難所のどちらに行けばよいのか、水害であれば、運営委員も含めて仲町小学校に行き、新開小学校には職員がいるという理解でよろしいですか。

桜区長

基本的に地震の際は、近くの小学校、中学校など、指定避難所に避難することは共通認識であると思います。

大規模な水害が見込まれ、広域避難先避難所が開設される場合は、運営委員は広域避難先避難所に行ってください。広域避難先避難所を開設する場合は、開設の2日前を目途に



市ホームページや防災無線などにより周知します。避難は、雨風が強くなる前に公共交通機関などで広域避難をお願いします。

なお、一部を除く、桜区内の指定避難所については、逃げ遅れた方が垂直避難できるように上層階を指定緊急避難場所としています。

M自治会

運営委員は広域避難先避難所と指定避難所のどちらに行くのですか。令和元年は全部の避難所が開いていましたが、台風などの水害になりそうな場合には、広域避難先避難所である浦和区は開設するが、指定避難所の桜区は水害が起きる間近まで開設しないということですか。

桜区長

荒川氾濫など、洪水発生の危険がある場合、浸水想定区域外へ早めに避難することが重要です。そのため、広域避難先避難所を2日前に開設する場合、桜区内で、洪水により浸水想定区域内とされる指定避難所は、原則として開設しません。そのため、避難所の運営委員は、広域避難先避難所のある浦和区などに行っていただきます。

広域避難先避難所を開設する、いわゆる広域避難の発令後に、高齢者等避難などが発令された場合は、桜区内にある、上層階を指定している指定緊急避難所を開設することになります。その場合、指定緊急避難所には市の職員が参集しますので、運営委員の参集を求めるものではありません。

また、大雨でも、洪水などによる危険が想定されていない段階で、市民から避難の申し出があった場合などは、自主避難のために指定避難所を開設しますので、運営委員は指定避難所に参集していただきます。

しかしながら、指定避難所が開設された後に、河川の水位が上昇し、洪水などの危険が想定される場合など、状況が変化することもあります。そのため、指定避難所と広域避難先避難所の開設のタイミングや、それに伴う運営委員の参集については、そのときの状況を踏まえて判断することになると思われます。

N自治会

当自治会は、埼玉大学が指定避難所となっており、打合せを何段階かに分けて実施し、9月に避難所開設・運営訓練を実施します。

1つ悩ましい問題は、数年前から策定が推進されている自主防災組織による地区防災計画についてです。地区防災計画に基づく訓練を実施すれば補助の対象になるなど、補助金申請にも地区防災計画の策定が反映されてきています。地区防災計画を普及していきたいということは分かりますが、現場の自治会としては本当に困っています。自主防災組織による地区



防災計画の策定について、昨年、近隣の3つの自治会で話し合いましたが、各自治会で温度差があり、いまだ合意には至っていません。

問題点は2点あり、まず指定避難所と地区防災計画について、自治会館などに自分たちの避難所を整備することとあります。自主防災組織の総会資料で、指定避難所と地区の避難所の関係図があり、確かになるほどとは思いますが、本当にそのとおりにいくのか疑問です。

次に、自治会長は避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」と記載。）を預かっていますが、災害の際に本当に自治会で活用できるのか疑問に思っています。

そこで、桜区で昨年度末までに地区防災計画を策定した団体が、いくつあるのか教えてください。

桜区総務課長

桜区の自主防災組織75団体の中で、昨年度末までに地区防災計画を策定した団体は13団体です。

桜区長

桜区では13団体が地区防災計画を策定していますので、情報提供などについては、桜区総務課にご相談いただければと思います。各自治会で状況は異なるため、共同して地区防災計画を策定することが難しい面もあるとは思いますが、何ができるのか、何が課題なのか、まずはそれぞれ自治会、自主防災組織で、話し合いをしていくことが大切であると思います。話し合いの中で、策定するためには色々な観点が必要であることに気づくことが重要なのではないのでしょうか。

次に、要支援者名簿については、名簿に掲載されている方の住居を地図に落とし込み、避難行動要支援者（以下「要支援者」と記載。）にどのような支援が必要なのかなどを、事前に確認する際に活用できるのではないかと思います。

要支援者の個別避難計画の作成については、要支援者ごとにどのような支援が必要なのかを事前に確認し、優先順位をつけることは国からも推奨されています。市でも、福祉部門と防災部門において、要支援者に関する優先順位について協議していると伺っていますので、情報が入れれば共有していきたいと思います。

N自治会

当自治会としては、色々な課題をクリアし、地区防災計画を作成したいと思っています。要支援者名簿を預かっていますが、副会長など一部の人にコピーをして、個人情報共有することはリスクを考えるとできません。聞いたところによると、民生委員・児童委員（以下「民生委員」と記載。）にも名簿が渡っていて、民生委員ごとに要支援者の担当が決まっているとのことですが、いかがですか。



桜区長

市から民生委員へ要支援者名簿を提供していますが、要支援者の各担当が決まっているかどうかについては把握していません。

要支援者には、自治会に入っていない方もなかにはいらっしゃいます。そういった方の情報は、自治会ではなかなか手に入らないですが、民生委員がそういった方の情報を知っている場合もあると思います。要支援者の了解が得られれば、民生委員から「支援してもらうためにはどんなことができるか自治会とお話しをしたらどうか」というような橋渡し役として民生委員を活用していただきたいと考えています。また、このような民生委員と自主防災組織との連携については、民生委員にも周知されていると伺っています。

要支援者名簿を複写し、他の方と共有することは可能ですが、その場合は、新たに名簿を保有する方の氏名などを桜区総務課に届出いただく必要があります。要支援者名簿を共有する場合は、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。



●防犯と交通安全について

桜区長

日頃から、自治会の皆様には地域の安心安全に関する様々な活動にご尽力いただき、深くお礼申し上げます。

懇談の内容として「防犯と交通安全関連」に関する具体的なお意見もいただいています。身の周りの安全対策などについて、皆様のご意見やお考えをお聞かせください。

○自治会

私は14年前から小学生の下校時の見守りを行っています。当自治会の近隣は、ほとんどゾーン30の道路にも関わらず、工事用車両などスピード超過の車が非常に多く、何回もヒヤッとしたことがあります。小学生の下校時の30分程度の間だけでも進入禁止にできないものかと思っています。

また、このようなスピード超過の車の取締り、あるいは、他の自治会で対策していることがあれば教えてください。

子どもたちの安全を守るためには、何らかの手を打たないといけないと思います。

桜区長

ゾーン30のエリアで車両がスピード超過する場所が特定できれば、警察に情報提供を行い、取締りや監視・パトロールなどの依頼ができます。区としては、警察との協議の上、ドライバーへの注意喚起として、立看板などの設置や路面表示の施工などの対策を検討させていただくことが可能です。まずは、桜区くらし応援室にご相談いただき、必要に応じて対応を検討していきたいと思います。

また、新聞報道によると、令和8年9月に、中央線のない生活道路における自動車の法定速度を時速30km/hに引き下げる法令の改正が施行されるとのことでした。法令の改正に合わせて、ゾーン30の取扱いや規制の方法が変わってくると思いますので、何か情報が入りましたら皆様と共有させていただきたいと思います。



【その他の内容】

事前にいただいた懇談の題材のうち、意見交換として取り上げることができなかったものについては、次のとおりです。

●「天然のサクラソウは野焼以外に方法がないものか。」について

桜区長

国指定特別天然記念物の「田島ヶ原サクラソウ自生地」は、文化財のため許可がなければ採集や伐採はできないように規制されています。

しかし、保存のための調査や一定の管理作業は行っています。例えば、毎年1月に実施している草焼きは地面に陽光をあて、サクラソウの芽吹きを助けることを目的としています。サクラソウの生育数が減少している中で、どこまで人の手を入れられるかは、所管課が保存に関する計画を策定しているのでお問い合わせをお願いします。

●「区民ふれあいまつり 食事する売店数が少ない。」について

桜区長

区民ふれあいまつりの出店については、協賛団体などのほか、桜区内で出店している店舗を対象に公募で募集しています。今年度は、協賛団体などから新規出店のお問い合わせもありましたが、市報さいたま桜区版8月号で出店団体の公募をお知らせしますので、現時点での出店総数については未定です。

区民ふれあいまつりへの出店にご興味があるお店などございましたら、ぜひご紹介ください。

●「鴨川堤桜通り公園の桜並木の桜が老朽化していますので、計画的な植樹をお願いします。」について

桜区長

市の公園にある樹木は、老朽化や病虫害が原因で樹勢が弱まり、倒木の危険性が高い場合、安全性を考慮し伐採を行っており、日照や植樹スペースを考慮して実際に植樹するか検討することとなります。鴨川堤桜通り公園については、昨年度より公園の現状を把握するため、現地調査を実施していると所管課から伺っています。

なお、先日の荒天の影響で、桜区役所から桜環境センターまで続く、鴨川堤桜通り公園の桜並木も太い枝が折れるなどの被害がありました。今後、桜の木の老朽化の影響があったのか、病虫害の影響があったのかなどの調査がされるのではないかと思います。



○特色ある自治会活動について

- 行事としては、7月に夏まつりと8月に盆踊りを開催しています。
- 自治会の役員は若い人が多くなってきました。自治会活動について、理解していただくのに苦労しています。
- 例年実施している活動だけで精一杯ですが、今後も何かできることがないか考えていきたいと思います。
- 例年、居住者実態調査を実施しており、95%の方が提出してくれます。避難所開設・運営訓練を実施する際には、この調査をもとに要支援者や75歳以上の方のご自宅を訪問します。また、最近は調査の際に緊急連絡先も一緒に提出していただいています。緊急連絡先などの個人情報については、自治会長、管理組合理事長、民生委員のみが持つこととなっており、年度末に回収をしています。
自治会の皆さんが協力的なので助かっています。
- 当自治会は、新大宮バイパスで440世帯が220世帯ずつに分かれています。そのため、自治会内で役割分担をすることが難しいです。新大宮バイパスの東西に副会長置き、会長を代行していただくのが理想ですが、高齢化で役員のなり手がなかなかいません。
また、行事など、何をやるにしてもバイパスを渡る必要があり、普段の自治会活動に苦労しています。
- 浦和まつりや8月の盆踊りなどは近隣の自治会と合同で実施しており、当番制となっています。
また、道場三室線ができた関係で南元宿と寸断されてしまったため、道路を渡って配布物などを持っていくのが大変です。
最後に、今後の子どもたちの見守りについてですが、高齢化社会になり、見守りすること自体が難しくなっていますが、一生懸命頑張っています。
- 昨年初めてアルファ米の炊き出し訓練を実施しました。多くの方が集まってくれたので、毎年継続して実施しようと思います。
- おまつりなどは、近隣の4つの自治会でお互い協力しながら当番制で実施しています。



また、毎週水曜日、3～4人で14時30分から1時間ほど小学生下校時のパトロールを実施しています。夕方は4～5人で公園などの夜間パトロールを実施しています。

最後に、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動の際には、なるべく多くの方に参加していただけるように、備蓄したアルファ米などをお渡ししています。

・自治会役員の高齢化のため、今年度4月から新人役員を6人迎えました。しばらくは、私たちが実務をこなしながら自治会を運営していきますが、皆さん気持ちよく役員を引き受けていただいたので、これからが楽しみです。

・おまつりや盆踊りについては、スーパーマーケットの駐車場を借りて開催しています。テント、テーブル、椅子をレンタル会社から借りたり、川越までゲームやくじを買いに行ったりと全て私たちが準備をしています。くじは人気で、あっという間に売り切れてしまいます。自治会役員は高齢者が多く、1日で設営・実施・撤去するのが大変ですが、子どもから大人まで皆さんに楽しんでいただき、非常に盛り上がっています。

・今年度から、小学生の登校時における交通安全・交通事故防止を推進するため、通学路の危険箇所では交通指導員が立証指導してくださっています。

・マンションとしては新しいですが、高齢化でなかなか役員のなり手がいません。そこで、今後の自治会の役員候補となる人材を育成するために、半年前に青年部を発足しました。

当自治会の活動としては、月4回、年末年始は8回のパトロールを実施したり、自治会として年2回自転車の回収を無料で実施したりしています。

また、子ども向けの田植えと稲刈り体験の実施や、クリスマスやこどもの日などのイベントごとに管理組合と一緒にマンションの飾りつけなども実施しています。

年4回、75歳以上の高齢者を対象に食事会を実施するなど、コミュニケーションの場を多く作って盛り上げていきたいと思っています。



○大久保地区意見交換（懇談）

【テーマ】桜区のまちづくりについて

- ・まちづくりのポイント③「安心して暮らせる安全なまちづくり」
- ・まちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」

桜区長

「桜区のまちづくり」に掲載のまちづくりのポイント③「安心して暮らせる安全なまちづくり」及びまちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」について懇談したいと考えています。何か皆様からご意見などありますか。

●荒川第二・三調節池の進捗状況と現場見学について

P 自治会

在家という地域は、大久保浄水場及び荒川の土手に面しています。

現在、埼玉県南部及び東京都を洪水から守るために、荒川の広い河川敷を活用して、洪水時に河川の水を一時貯めておくための荒川第二・三調節池の整備が進められています。

この事業は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が管轄しています。市が直接管轄している事業ではありませんが、荒川第二・三調節池の工事の進捗状況や現場見学会などが実施されるのかについて、把握している範囲でよろしいので教えてください。

桜区長

荒川第二・三調節池については、現在、河川敷を調節池にするための囲ぎょう堤、調節池に貯めた水を荒川に戻すための排水門の工事、地盤改良工事等を施工中で、令和8年度の出水期までに調節池の一部、羽根倉橋から荒川総合運動公園くらいまでの部分が完成、実際に活用できる状態になる予定であると伺っています。令和8年度以降については、囲ぎょう堤の未完成部分の工事に加え、越流堤の築堤工事を予定しており、令和12年度末の完成を目指し着実に事業を推進していると伺っています。

現場見学会については、「あらいけDX体験館」にて、荒川第二・三調節池整備の工事現場を間近で見ることができるほか、調節池完成後のイメージを映し出すことができるタブレット端末などを用いた現地見学をすることができます。先ほどお話のありましたとおり、国の事業ですが、ご希望がありましたら桜区総務課で、ご案内させていただきます。

※あらいけDX体験館は、令和6年8月9日に閉館しました。

「国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所ホームページ掲載」



●避難所について

Q 自治会

昨年度の区長との懇談会では、「緊急指定避難所の設備の見直し」という議題の中で、水害時には避難所の1階に設置されている防災備品倉庫が水没してしまいますので、3階以上に移設できないでしょうかとお伺いしました。

桜区は、水害時は桜区以外の広域避難が前提ということですが、広域避難が間に合わない場合の緊急避難場所として、学校などの上層階の一部を指定して垂直避難し、それに合わせて、食糧などの備蓄品の一部を上層階に保管しているところをご回答をいただきました。

取扱いについて昨年から変更はありますか。

桜区長

お話がありましたとおり、桜区では大規模な浸水被害が想定される場合においては、桜区以外の広域避難先避難所に避難していただくことが前提です。広域避難が間に合わない場合の緊急避難場所として学校などの上層階の一部を指定し、食糧などの備蓄品の一部を保管するという方針については、昨年度から変更はありません。

Q 自治会

令和元年度台風第19号の時には、避難所で河川の水位の情報を避難所に配置されている職員も私も個人の携帯電話で確認していましたが、避難所で情報収集としての設備はどのようなになっていますか。

当時は、インターネット回線の遅延により、水位の情報もすぐには確認できませんでした。改善はされているとは伺っていますが、インターネットのみに頼ることなく、テレビ埼玉などの画面を通じて防災センターの河川の映像や水位の情報をテレビでも見られるようになれば、避難していない方も自宅で情報を確認できるのではないのでしょうか。

桜区長

河川の水位情報の確認については、一般公開されているWebサイトで確認することで変わっていません。災害時に回線が混雑している際には、個人のスマートフォン、避難所のスマートフォンも同様に影響を受けます。市、県、国にそれぞれの河川情報のWebサイトがありますので、1つのWebサイトに限らず、複数のWebサイトで確認していただければと思います。

また、テレビ埼玉などで水位情報を放映していただければというご意見ですが、テレビ媒体の放映については、各メディアの判断により実施しているため、本市としての対応は難しい状況です。



なお、本市の避難指示や避難所の開設状況については、テレビ埼玉でもdボタンでのデータ放送画面から情報が確認できます。

Q自治会

令和6年能登半島地震では断水による水不足、トイレの環境などが深刻な問題となっていました。市ではどのような対応をすることになっていますか。テレビで放映されていましたが、各自治体が所有するトイレトレーラーなどの協力体制はどのようになっていますか。

桜区長

避難所における水の確保ですが、桜区では災害時の断水に備えて、応急給水場所として、災害用貯水タンク3か所、非常災害用井戸3か所、非常配水場2か所の計8か所を確保しています。また、生活用水については、市民が所有する井戸を「防災対策用指定井戸」として指定しているほか、協定を締結している民間事業者の保有する井戸を活用することとしています。

災害時のトイレ対策については、各避難所に非常用排便袋、組立式仮設トイレを設置しています。また、学校には、貯留式のマンホール型トイレを整備しています。さらに、災害時の状況に応じて、仮設トイレを設置するため、市内の民間事業者と仮設トイレの供給に関する協定を締結していると伺っています。

最後に、トイレトレーラーに関する他の自治体との協力体制については、現状では構築されていません。

Q自治会

風水害時には、桜区以外へ避難することが前提ですが、介助を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」と記載。）をどのように避難させるのかということが大切だと思います。市では、誰一人取り残されないようにということで、災害時に要配慮者のうち、介助を要する要支援者について、市のマニュアルでは個別避難支援プラン（以下「支援プラン」と記載。）を民生委員・児童委員（以下「民生委員」と記載。）の助言を得て、自治会などで作成することと定められています。当自治会には140人近い要支援者が掲載された、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」と記載。）をいただいておりますが、具体的に細かい作成について、どのように進めていったらよいのか、先進事例などがあればお聞かせください。

また、支援プランにおいては、140人の要支援者に対し支援者を複数、仮に2人とすれば280人の支援者を探さなければなりません。相当数の方にこの名簿を見せて支援ができるのかどうかを確認する必要があります。それについて、注意すべきことはどのよう



なことか、また個人情報取扱いの問題など、どのような手続きをしたらよろしいのか教えてください。

桜区長

要支援者名簿は、高齢者や障害のある方など災害時に自ら避難することが困難な方が記載されている名簿で、この名簿を自治会長、あるいは防災組織の関係者にお配りしています。名簿には、氏名、住所のほか避難支援が必要な事由、例えば、「高齢である」、「どのような障害がある」など個別に記載されています。実際の避難時に支援を必要とする状況は、要支援者ごとに異なります。まずは、災害発生時の要支援者の安否確認や避難する場合に、どのような支援が必要であるのか、などを個々に確認していただきます。要支援者の意向を尊重しつつ、介護者を含め支援プランを考えていただくということが原則的な考え方です。

しかし、要支援者が140人というお話もありましたが、非常に人数が多い中で、支援プランを直ちに作成するのは実際には難しいと思います。まずは、要支援者の安否確認や避難誘導を円滑に行えるように、自治会単位で要支援者の住居を地図に落とし込んでおく、また一度に全ての支援プランを作成するのは大変なので、優先順位を決めて支援プランを作成していただくとよいのではないのでしょうか。

また、家族、親戚あるいは自治会の関係者など、様々な方を避難支援者に指定するようになります。支援が必要な理由は個人情報なので、その取扱いについて細心の注意を払っていただく必要があります。

なお、要支援者名簿の情報を閲覧によらず、紙媒体や電子媒体で共有する場合には、届け出が必要になります。どのような手続きが必要かについては、桜区総務課へご相談ください。

Q自治会

支援プランを作成する場合は、民生委員の助言を得てとありますが、どのような助言を得られるのでしょうか。また、このことは全ての民生委員が、共通認識として周知されていますか。例えば、単身世帯や高齢者夫婦世帯の方を対象に、優先的に支援プランを作成するために、優先順位をつけるなども考えられますが、家族構成などの情報を民生委員から提供してもらえるのでしょうか。

市は、マニュアルを作成するだけでなく、支援プランの作成をどのように進めていけばよいか、市がどのような形で自治会などへ協力できるのかなどを示しながら進めていくべきではないのでしょうか。市が要支援者に通知を送付するなど自治会と連携していくという動きはありますか。



桜区長

まず、民生委員への周知については、民生委員児童委員協議会理事会にて、各区の理事へお伝えしています。民生委員の助言を得てということですが、自主防災組織の方のアンケートでも、自治会未加入者が多いので、連絡や訪問が困難であるといったお話もいただいています。そのような方々についても、日頃、要支援者の訪問を行っている民生委員であれば、要支援者との信頼関係や、身体の状態なども把握されている場合もあるかと思えます。自治会・自主防災組織と要支援者との橋渡し役として、助言いただくことを想定しています。民生委員が要支援者からの同意を得られれば、家族情報も提供してもらえ、自治会・自主防災組織と情報を共有できるのではないかと考えています。

また、先ほどもお話ししましたが、一度に全ての支援プランを作成することは難しいので、優先順位を決めて作成することが考えられます。このことは内閣府からも推奨されています。本市においても、防災部局と福祉部局が連携しながら、優先度について検討を進めていると伺っています。市としての方針が決まりましたら、市または区から自治会・自主防災組織などへ周知させていただきたいと思えます。

Q自治会

要支援者で車いす移動ができる方は、災害時に避難所まで車いすを使って避難することが考えられます。車いすで避難できる要支援者へ車いすを所有するよう、市から啓発することはできないのでしょうか。

桜区長

車いすで移動できる方に、車いすを使ってもらうことは結構だと思いますが、車いすを使って避難するのか、あるいは車など別の手段で避難するのかは、ケースバイケースかと思えます。また、車いすを使用する理由は「高齢によるもの」、または「足が不自由なためである」など個々の特性があり、自らが必要性を判断するものと考えていますので、車いすの所有について、市から一律に啓発する予定はありません。

Q自治会

介護の要支援1以上の方であれば、担当ケアマネージャーから情報が得られて、一緒に対応していけるとよいと考えています。

桜区長

要支援者名簿に掲載されている方を担当するケアマネージャーがいる場合、要支援者からの了解を得て、ケアマネージャーと情報共有したり、ご相談をしていただくことが可能であると思えます。



●下大久保交差点の渋滞解消の進捗状況について

R自治会

下大久保の交差点について、整備が行われているところではありますが、現状では日中のわずかな時間だけ一時的に渋滞が解消されるだけで、朝夕の渋滞は一向に改善されません。

個人的には、埼大通りの東西方面の交通と、さいたま鴻巣線の南北の交通量があれだけあるので、渋滞は解消されないのではないかと思います。

現在の整備の進捗状況や今後計画について、区で把握されている範囲でよいので教えてください。

桜区長

下大久保交差点の改良については、一昨年度に交差点南側の車線について暫定的に拡幅工事を行いました。現在、下水道部局による雨水管工事を予定しており、その工事の完了後に順次、主要地方道さいたま鴻巣線側において、左折や右折車線を新たに設けるなど、最終的な交差点改良を目指して、円滑に交通ができる形状へ改良する予定と伺っています。

具体的な施工時期については、雨水管工事の終了後に今年度、翌年度の2年間の工事を予定していると伺っています。

渋滞の解消については、今後の工事の状況を見ていただくことになろうかと思います。

R自治会

さいたま鴻巣線の歩道整備について、下大久保交差点の北側周辺は整備されていますが、それ以降の整備が進んでいなく、歩道が途切れている箇所もあります。浦和北高校の生徒が通学する際に、交通量が多い中、歩道がないところを歩かなければならない状況も見受けられるので、配慮してもらえませんか。

桜区長

状況としては、区としても伺っており、所管課にはお伝えしているところですが、現段階で早急なご対応はできないと伺っています。



●区民ふれあいまつりと連携して、大久保地区桜まつり開催の検討について

S 自治会

まちづくりのポイント④「全ての人が参加するまちづくり」のうち、区民ふれあいまつり（区事業）について伺います。

昨年度は、プラザウエスト及びサイデン化学アリーナで区民ふれあいまつりを開催するとともに、桜環境センター会場と荒川総合運動公園通り会場で、桜まつりが開催されました。区民ふれあいまつりについては、天気にも恵まれ大盛況でした。桜まつりについては、あいにくの雨天のため盛り上がりには欠けた部分がありましたが、荒川総合運動公園通り会場のある大久保地区では、初めて、大きなイベントが開催されるとのことで、地元は大きな期待を寄せていたところです。

今年度の桜区のまちづくりを拝見しますと桜まつりは計画されていないように見受けられます。昨年度の桜まつりは、桜区誕生20周年記念事業として開催されたことは承知していますが、桜区の区の木はサクラです。そして、荒川総合運動公園通りや鴨川堤桜通り公園など、区内には美しい桜を見られる場所がたくさんありますので、区民ふれあいまつりと連携した桜まつりの継続開催を検討していただけないでしょうか。

桜区長

今年の3月に実施しました桜まつりは、区制施行20周年事業として予算化し開催しました。申し訳ございませんが、今年度以降は、継続することを前提にした事業ではございません。大変恐縮ですが、区としての開催は予定していませんのでご理解ください。

S 自治会

区長から今年度は、桜まつりを実施しないとお話がありましたが、市では、日本一の桜回廊の紹介の中で、桜の下を散策できる桜回廊として荒川総合運動公園通りの桜を紹介しています。先ほど申し上げましたとおり、現在、大久保地区では大きなイベントは開催されていません。その中で、地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりを推進するためには、荒川総合運動公園通りの桜を活用したイベントを検討する必要があると思います。

ついては、大久保地区の桜まつりの実現に向けて、財政支援など行政サイドから支援を検討してはいただけないでしょうか。

桜区長

桜区でも地域の活性化や区の特徴を生かしたまちづくりの活動に対して補助金を交付しています。交付要件や交付額の制限がありますが、一度制度についてお尋ねいただければと思います。

昨年度の桜まつりは区として開催しましたが、地域の皆様がどのようなまつりを実施され



たいのか、例えば昨年と同様の開催方法なのか、日にちを限定してイベントを行うのか、一定の期間内で何かを飾る方法で開催するのかなどを、まずは地元の皆様に想定していただいて、区ではどのような支援が行えるのかとなると思いますので、地域の皆様がどのようにまつりを行うのか、区とイメージを共有できましたところで検討していきたいと思います。

T 自治会

桜まつりについては、私も現場に立ち会っていましたが、非常に人気がありました。出店した模擬店の方も喜んでいました。荒川総合運動公園通りを流れる江川沿いの桜並木は、桜が咲く時期になりますと大勢の方が見物に来ます。また、周辺は田園地帯で大変ロケーションがよいところで、桜まつりを行うには、ほかにはない立派なロケーションなので、無駄にしてはもったいないと思います。先ほどお話がありましたが、大久保地区で何か1つ名物として今後も育てていきたいという思いが、大久保地区の自治会にはあります。地元と行政で連携し、大勢の方が訪れる桜並木をなんとか活用していきたいので、検討をお願いします。

もう1点は、避難所にプライバシーを守れるものが何もありません。令和6年能登半島地震では、避難所でプライバシーが保たれるようなものが色々と出てきているように見受けられましたが、災害訓練では見当たりません。災害はいつ起きかわからない状況なので、いざ避難したときに、プライバシーが守られず、体育館で雑魚寝をするのかと思ってしまう人もいるかと思います。

お話ししました2点について、ぜひよろしくお願いします。

桜区長

桜まつりについては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、地元の方でまつりの規模などのイメージを固めていただいた上で、区としてどのようなことができるか一緒にお話しさせていただければと考えています。

避難所開設・運営訓練については、プライバシーの関係ですと、ワンタッチパーテーションもあります。しかしながら、プライバシーの確保となりますと、まだまだ足りない部分があるかと思います。予算などの兼ね合いもあり、すぐにはご検討しますと回答できませんが、所管課へ伝えさせていただきます。



U自治会

スポーツシュールについて、旧衛生研究所跡地に中学校の移転をしてもらえないでしょうか。上大久保中学校は、建てられてから何十年も経過しており、鉄骨などでかなり補強されていますが、生徒にはよい環境で勉強してほしいので、スポーツシュールよりも中学校を建設してほしいと個人的に思っています。

また、下大久保の交差点改良について、区役所寄りに橋を1本架け、斎場の方を通る道ができれば、下大久保の交差点が混雑しなくなるのではないのでしょうか。あるいは、4車線にして立体交差を検討してもらえないのでしょうか。

桜区長

お話いただきました内容については、色々な思いがあることと思いますが、市として方針を定めているものもあり、区が安易にお答えできる案件ではないと思います。

大変恐縮ですけれども、区としてできることを考えていきたいと思っています。

